

| | |
|-----------------------------------|--|
| <h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1> | 発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 |
| | 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日) |
| | |
| | |

目 次

| 規 則 | ページ |
|-------------------------------|-----|
| ◎高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 2 |
| 告 示 | |
| ○救急病院の認定 (医療政策課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課) | 2 |
| 監査公表 | |
| ○監査の結果に関する報告に基づく措置結果 | 2 |

規 則

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第107号

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則

高知県割賦販売法施行細則（平成12年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第41条第2項」を「第41条第7項」に、「別記様式のとおり」を「別記様式によるもの」に改める。

別記様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「第41条第1項の規定による」を「第41条第1項又は第5項の規定により」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

割賦販売法（抜粋）
（立入検査）

第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の61の許可を受けた者、指定受託機関又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

2～4 略

5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第35条の3の5及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

6 略

7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

9 略

（都道府県が処理する事務）

第47条 この法律に規定する主務大臣又は経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(7) 略

(8) 第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第54条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第49条又は第50条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。
2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第108号

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県特定商取引に関する法律施行細則（平成12年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式のとおり」を「別記様式によるもの」に改める。

別記様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「による立入検査をする」を「により立入検査をする」に改め、同様式（裏面）中「若しくは業務提供誘引販売業を行う者」を「業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者」に、「前項において読み替えて」を「前項において」に、「規定を第6項において読み替えて」を「規定を第6項において」に、「第66条第1項（同条第6項において読み替えて）を「第66条第1項（同条第6項において）」に、「第70条第1号又は前3条」を「第70条又は第70条の3から前条まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第598号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 所在地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|---------|---------------|----------|-----------|
| 関 田 病 院 | 吾川郡いの町3864番地1 | 平26・11・1 | 平29・10・31 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりいの町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写し

を公衆の縦覧に供する。

平成26年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画公園（2・2・301号伊野中央公園）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及びいの町役場

監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年10月28日

高知県監査委員

26高行管第207号

平成26年9月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成26年8月4日付け26高監報第4号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 総括において措置を求められたもの

1 契約事務について

(1) 指摘事項

契約締結に至る過程では、競争入札すべき事案を随意契約としたものや予定価格調書の未作成、積算基礎を超える予定価格調書の作成が認められた。また、契約の相手方を決定した後も、契約書の金額の誤りや契約者印の押印漏れ、仕様書の契約書への添付漏れ、設計変更に伴う不適切な事務処理などが認められた。

契約は、契約当事者としての県庁全体の信頼に関わる重要な法律行為であることを認識し、適正な契約事務の執行を強く求める。

(2) 措置状況

契約事務については、初歩的とも言えるミスについて依然として多数の指摘がありました。

これらは、基本的な知識不足に加えて、契約書の重要性に関する認識が希薄であることなどに原因があると考えており、改善に向けて、職員研修や会計検査などを通じて契

約の意義や重要性を一層周知徹底していくとともに、契約書に公印を押す際の校合や審査を十分行うことを徹底し、適正な契約事務の執行に取り組みます。

2 記録媒体（USB等）の管理について

(1) 指摘事項

記録媒体（USB等）の管理についての監査も併せて実施した結果、一部に管理が徹底されていないものがあつた。情報の管理については、県民の関心も高く、より一層厳正な管理を求める。

(2) 措置状況

USBメモリ等の管理を適切に行うためには、所属におけるチェック体制の確立が不可欠です。

このため、各所属で毎月実施することとしているUSBメモリと管理台帳との照合に加えて、所属内で確認するだけでなく、照合状況を各部署の主管課において再確認することにより、チェック体制の確立を図ります。

なお、照合が適切に行われていない場合は、その理由等を情報政策課等に報告するよう求めることとし、必要に応じて、現地調査、指導を行うなど、厳正な管理が徹底されるよう取り組みます。

第2 指摘とされた機関

1 畜産試験場

(1) 指摘事項

平成25年度の「施設等の宿直業務委託契約」において、予定価格が100万円を超えることから入札すべきところ、随意契約としていた。

(2) 原因又は理由

今回指摘を受けた宿直業務委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を行っていましたが、平成24年度の定期監査において監査委員事務局から、随意契約の理由としては不十分なので、競争入札等の他の契約方法も検討するよう求められていました。

このため、平成25年度からは、改善するよう検討していましたが、契約に当たり、契約事務に関する認識不足及び所属におけるチェック体制が不十分であったことから、結果的に、複数の業者から見積書を徴し、随意契約を行うという不適正な事務処理となったものです。

(3) 措置状況

平成26年度の契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める随意契約を行いました。

今後は、事務の執行状況の把握やチェック体制を強化するとともに、会計管理局による会計事務実務研修を受講させることにより、会計事務に携わる職員の事務処理能力と知識の向上に努めます。

2 森林技術センター

(1) 指摘事項

平成25年度の「大型構造試験機保守点検作業業務委託契約」及び「実大強度試験機及びサーボパルサー保守点検業務委託契約」において、必要な予定価格調書を作成していなかった。

(2) 原因又は理由

施行伺作成時に予定価格を別途調整することとしていましたが、前回の施行状況や、高知県会計事務処理要領に規定されている予定価格調書の作成を省略できる範囲の例示等の確認を怠ったことと、複数職員による総務事務のチェック体制が十分に機能していなかったことによるものです。

(3) 措置状況

再発を防止するため、高知県契約規則を確認のうえ、予定価格調書を作成することとし、予定価格調書の作成を省略する場合には、高知県会計事務処理要領に規定されている省略範囲の例示に該当するかどうか確認することを徹底するとともに、高知県契約規則及び高知県会計事務処理要領に規定されている内容を当該所属の総務課全職員で再度確認し、チェック体制の強化を図りました。

また、会計事務実務研修等を積極的に受講することにより職員の事務処理能力の向上に努めて、事務執行の適正化に取り組んでいます。

3 療育福祉センター

(1) 指摘事項

平成26年度の「小荷物専用昇降機保守点検業務委託契約」において、契約金額を311,040円とすべきところ、311,400円とした契約を締結していた。

(2) 原因又は理由

業務委託契約の伺いを決裁する際に、支出負担行為額、見積書金額、契約書（案）の契約金額をそれぞれ確認して、慎重に突合すべきところを、契約書（案）の金額が311,400円と誤って記載されていることを見落とし、その後の契約書作成時や委託先との契約書の取り交わし時においても十分な書類確認ができていなかったことによるものです。

(3) 措置状況

業務委託契約については、平成26年7月21日付けで、正しい契約金額による変更契約書を委託先と取り交わしました。

今後は、会計担当職員全員で契約事務や契約書の重要性を改めて認識するよう話し合い、このような重大な誤りが二度と生じないよう、決裁時はもとより、浄書、公印押印時にも内容に誤りがないか慎重に確認することにより、適

正な事務処理を行います。

4 中央西農業振興センター

(1) 指摘事項

平成25年度の「高知市東部地区機能保全計画策定委託業務」において、ポンプの内視鏡診断などに関する必要な設計変更を行うことなく委託料を支払っていた。

(2) 原因又は理由

土木設計等委託業務契約書に定める業務内容の条件変更や設計図書の変更に必要な書面による協議がなされていなかったため、実際に行った業務内容の増減を適正に把握できず、業務内容の条件変更を設計変更で反映できなかったことによるものです。加えて、上司によるチェック機能も働いていませんでした。

また、当初設計時の審査において、特記仕様書と積算書との照合が不十分でした。

(3) 措置状況

まず、再発防止に向けた勉強会を開催し、契約書に定める書面による変更協議の徹底と意識啓発を行いました。

今後の措置としては、受注者との打合せ時において、業務内容の条件変更や設計図書の変更の必要性が確認された時は、打合せ記録簿に「設計変更処理有」を明示するとともに、契約書に基づく事務処理予定日とその業務内容の変更内訳を記載し、協議した内容の把握とチェックを速やかにしています。

また、設計変更時には、業務の出来高数量の確認や契約書に定める協議などによる変更内容が設計書に適切に反映されているかについて、上司が確認するための「チェック表」を新たに作成し、上司によるチェック機能が確実に働くようにします。

発注時における審査においても、「チェック表」を作成し、数量等の不一致が生じないようにします。

26高教政第503号

平成26年9月29日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に基づく措置状況について

平成26年8月4日付け26高監報第4号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 特別指摘事項

機関名：図書館

(1) 特別指摘事項

図書館の利用者から現金で受領したコピー代について、平成19年7月から県に収納すべき金額の計算方法を誤り、その

現金の一部を県の歳入としないまま別途保管していた。また、その保管する現金が高額とならないようにするため、複数回に渡り一部を別の機器の使用料として県に納め、監査時には、残金11,700円を金庫から別の場所に移していた。

これは、職員の公金の取扱いに対する基本的な認識不足によること、また、出納員及び現金取扱員が職責を果たしていなかったことに加えて、組織として公金を管理する機能が働いていなかったと言わざるを得ない極めて不適正な事務処理であり、県民の信頼を大きく失墜させる行為である。

今後は、二度とこのようなことのないよう、関係法令に基づき公金の管理を厳正に行うとともに、速やかに信頼回復に努めることを強く求める。

(2) 原因又は理由

県立図書館では、利用者が館内で図書館資料のコピーを行うための利用者負担の課金式コピー機を設置しています。

そのうち、平成19年7月からリース方式で設置している当該コピー機について、県に収納すべき利用者負担分のコピー代を、毎月一度コピー機から実際に回収した金額ではなく、リース契約業者から毎月送付される請求書の請求枚数（ミスコピーの有無にかかわらず、当月のカウント数の一定割合をミスコピーとみなし、その枚数を控除したもの）を当月の使用枚数とみなして算出した金額としていたため、毎月、収納されない現金が一定残り、それを別途保管していました。

さらに、保管する現金が高額になったため、別途、買取りで設置しているマイクロリーダーの課金式プリンター（カウンターなし）の使用枚数を実際よりも増やす形で上乘せし、保管している現金の一部を当該プリンターの利用者負担分の一部として複数回に渡って県に収納していました。

こうした不適正な事務処理が継続されていたことは、回収したコピー代の全額を県に収納するという歳入に関する基本的な知識や、現金の取扱いに対する基本的な知識が、担当者だけでなく、出納員、管理職を含め組織として欠落していたことによるものです。

(3) 今後の対応

平成26年4月分から、コピー機から回収したコピー代の全額を県に収納するとともに、残金11,700円は、一括して県に収納しました。

あわせて、担当者がコピー機からコピー代を回収する際には、次長（出納員）又は館長が必ず立ち会い、収納済みの納付書の金額が回収した金額と同額であることも確認するようにしています。

今後は、公金の出納管理という職務の重要性について職員全員が再認識し、公金の管理を厳正に行うよう徹底いたします。

2 指摘事項

機関名：教育センター

(1) 指摘事項

平成25年度の資金前渡において、前渡資金の精算手続を失念し、支払後3か月以上経過して精算を行っていた。

(2) 原因又は理由

資金前渡職員は、前渡資金支払後、直ちに領収書及び精算残金を総務担当者に提出しましたが、総務担当者は提出された領収書等を金庫に保管したまま精算処理を行うことを失念していました。

今回の事務処理の遅延は、各担当者が前渡資金支払後は直ちに精算処理を行わなければならないという基本的認識を欠いていたこと、さらに直属の上司及び出納員が精算処理が行われていないことに気づき担当者に注意を促すなどの組織的なチェック、確認が不十分であったことによるものです。

(3) 今後の対応

今回の指摘を重く受け止め、公金の取り扱いに対する職員の基本的認識不足を深く反省するとともに、今後、速やかに期限内の精算処理を行うことを所属職員に周知徹底いたしました。

また、資金前渡の手続きを行う際には、ホワイトボードに資金前渡職員の氏名、支払日、精算期限及び金額を記載し、出納員、総務担当チーム、総務担当者及び資金前渡職員が相互に確認することといたしました。

今後は、このようなことがないよう職員一人一人が公金の取り扱いについて改めて認識し、適正な事務処理に努めるとともに、組織として公金の管理を厳正に行います。

機関名：図書館

(1) 指摘事項

平成25年3月28日に納品された書籍について、平成24年度予算で支払うべきところ、平成25年4月10日に平成25年度予算で支払っていた。

(2) 原因又は理由

平成25年3月28日に納品された書籍の代金を支払うため、担当者が平成25年4月2日に財務会計システムにより支出負担行為兼支出命令書を作成する際に、平成24年度と入力すべきところ、年度が変わった直後であったことから、誤って平成25年度と入力してしまいました。

今回の事案は、年度の入力誤りという極めて初歩的な事務処理の誤りであり、本来であれば、担当者による再確認や決裁者によるチェックによって防ぐことができた事案ですが、担当者、決裁者ともに見過ごしてしまい、結果として平成25年度予算での支払いとなったものです。

(3) 今後の対応

今後は、同様の誤りを繰り返すことがないよう、担当者自らが必ず再確認を行うとともに、決裁者においても、新旧両

年度の支払書類が混在する出納整理期間は特に支払年度に注意を払い、チェックを重ねるよういたします。

あわせて、職員に会計管理課が開催する会計事務実務研修を受講させるなど、事務処理能力と意識の向上に努めます。

3 記録媒体（USB等）の管理の徹底について

今回、定期監査結果報告において、記録媒体（USB等）についてより一層の厳正な管理が求められました。

教育委員会事務局では、個人情報等の非開示情報を含む重要な電子データを保管しているUSBメモリ等の管理について、「個人情報等を含む重要な電子データの適正な管理等の徹底について」（平成23年8月5日付け23高総福第411号教育長通知）等に基づき、適正な取扱いを行うよう努めています。

今回の定期監査結果報告を踏まえ、あらためて指導を徹底してまいります。

また、県立学校で管理する記録媒体（USB等）の取扱いについては、これまでも適正に行うよう通知及び研修会等で周知徹底を行ってまいりました。加えて、平成26年3月には、USBメモリ関係Q&Aを作成し、管理方法を徹底しました。

今後は、校長会及び事務長会議等において、情報の管理についても、個人としてではなく組織として取り組むようさらに指導を徹底してまいります。